

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 中小企業者への公的支援策＜続報＞

新型コロナウイルス感染症が国内経済に悪影響を与え、中小企業や小規模事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、政府から様々な公的支援策が打ち出されています。

2020年3月号の当欄では、信用保証制度や融資制度による「資金繰り支援」、販路開拓や生産合理化等の生産性向上を支援する「設備投資・販路開拓支援」、雇用の安定・維持やテレワーク推進等に向けた「経営環境の整備」について概説しました。

今回は引き続き、政府から2020年4月1日以降新たに追加・拡充された施策のうち、特に関心の高い①「持続化給付金」、②「雇用調整助成金の特例措置」、③「信用保証付き融資の保証料・利子減免」について説明します（本記事は4月27日時点の情報に基づいて執筆しています）。

1. 持続化給付金

持続化給付金は、感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金です（図表1）。

昨年1年間の売上からの減少分を上限として、法人は200万円、個人事業者100万円まで支給される見込みです（令和2年度補正予算の成立が前提）。また、医療法人や農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の会社以外の法人についても幅広く対象となる予定です。

図表1：持続化給付金の概要	
給付上限	法人200万円、個人事業者100万円 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)
売上減少分の計算方法	前年の総売上（事業収入）－ (前年同月比▲50%月の売上げ×12か月) (上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も検討中)
支給要件	売上が前年同月比で50%以上減少
対象事業者	資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の会社以外の法人も対象となる予定
申請方法	Web申請 (完全予約制の支援窓口も準備予定)

(資料出所：経済産業省 HP 等より当研究所作成)

る制度です。

今般、感染拡大防止のため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国・全業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置が拡大されました（図表2）。

中小企業の助成率は2/3から4/5または9/10に引き上げられた（一定要件のもと10/10へ拡大予定）ほか、雇用保険の加入の有無を問わない、計画書の事後提出が可能、また申請書類が削減される等、使い勝手がよくなっています。

図表2：雇用調整助成金の主な特例措置の概要

	通常の場合	特例措置
対象事業者	経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業者	新型コロナウイルスの影響を受ける事業主（全国・全業種）
売上等要件	3か月10%以上低下	1か月5%以上低下
助成率	中小企業 2/3 大企業 1/2	中小企業 4/5 または 9/10※ 大企業 2/3 または 3/4 ※一定要件のもと10/10に拡大予定（上限：8,330円/日）
支給限度日数	1年100日、 3年150日	左記とは別枠で 4月1日～6月30日まで
被保険者要件	雇用保険に 6か月以上加入	なし
計画書の提出	事前提出	事後提出可 (6月30日まで)

(資料出所：厚生労働省 HP 等より当研究所作成)

2. 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成す

3. 信用保証付き融資の保証料・利子減免

資金繰り支援としては、大きく分けて①「民間金融機関による信用保証付融資」、②「政府系金融機関による融資」の2種類があります。

これまででは、②「政府系金融機関による融資」のみ無利子・無担保融資に対応していました。

今般、①「民間金融機関による信用保証付融資」についても、都道府県等による制度融資を活用することで実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の対応が拡大されるとともに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能となりました（令和2年度補正予算の成立が前提。金融機関における審査の結果、ご希望に添えない場合があります）。

なお、以下に公的な資金繰り支援内容の一覧表を掲載します（図表3）。

政府では、中小企業者の事業継続や雇用の安定化に向け、これらの施策を用意しており、該当する場合はぜひ一度利用をご検討下さい。合わせて、本稿末に4月27日現在の主な公的支援策をまとめましたので、ご活用下さい（図表4）。

（太田宜志）

今回紹介した内容の詳細も含め、中小企業支援策に関する最新情報は以下をご参照ください。

経済産業省 HP :

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

ミラサポ plus :

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

図表3：資金繰り支援内容一覧表

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口	
売上高5%以上減少なら	指定738業種なら	①セーフティネット保証5号	・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円(別枠。⑨とは共有) ・要件を満たせば保証料・金利ゼロ	最寄りの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付	・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・金利引き下げ及び要件を満たせば利子補給の対象※	日本政策金融公庫
		③商工中金等による「危機対応融資」	・3億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・金利引き下げ及び要件を満たせば利子補給の対象※	商工組合中央金庫等
	小規模事業者なら	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	・1000万円(別枠) ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・金利引き下げ及び要件を満たせば利子補給の対象※	日本政策金融公庫
	生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店等)なら	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・6000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・金利引き下げ及び要件を満たせば利子補給の対象※	日本政策金融公庫
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	・1000万円(別枠) ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・金利引き下げ及び要件を満たせば利子補給の対象※	日本政策金融公庫
さらに、売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	・1000万円(別枠) ・運転7年、うち据置2年以内 ・金利引き下げあり	日本政策金融公庫
さらに、売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円(別枠) ・保証料・金利ゼロの対象	最寄りの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット保証4号	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円(別枠。①と共有) ・保証料・金利ゼロの対象	最寄りの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫

※要件を満たせば実質無利子・無担保融資の対象

(資料出所：経済産業省 HP 等から当研究所作成)

本一覧表は、2020年3月号の本欄掲載の表に、4月27日現在の情報を加え、修正したものです。

図表4：新型コロナウイルス感染症に関連した中小企業向けの主要な公的支援策の一覧

公的支援策	概要（対象者など）	問合せ先
1. 経営相談		
経営相談窓口の開設	中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。	経済産業省HP内の相談窓口一覧を参照
専門家による経営アドバイス	資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営の悩みに、専門家が対応。	最寄りのよろず支援拠点
2. 資金繰り支援		
本文にて詳細につき掲載省略		
3. 給付金		
持続化給付金※ 【再掲】	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対して、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。【詳細は本文参照】	中小企業 金融・給付金相談窓口（経済産業省）
4. 設備投資・販路開拓支援		
【生産性革命推進事業】		
生産性革命推進事業の拡充※	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率や補助上限を引き上げた「特別枠※（令和二年度補正予算700億円）」を設け、優先的に支援。	中小企業基盤整備機構
ものづくり・商業・サービス補助	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 補助上限：1,000万円、補助率：1/2（中小）、2/3（小規模または特別枠※）	ものづくり補助金事務局
持続化補助	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。 補助上限：50万円（特別枠※：100万円）、補助率：2/3	全国商工会連合会
IT導入補助	ITツール導入による業務効率化等を支援。 補助額：30～450万円、補助率：1/2（特別枠※：2/3）	一般社団法人サービスデザイン推進協議会
【サプライチェーン改革】		
サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援。	経済産業省 地域経済産業政策課、地域産業基盤整備課
海外サプライチェーン多元化等支援事業※	日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点の複線化等に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。	経済産業省 貿易経済協力局
【販路開拓支援】		
JAPANブランド育成支援事業※	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援。	中小企業庁 創業・新事業促進課
5. 経営環境の整備		
【下請取引】		
下請取引配慮要請	下請等中小企業に対し配慮するよう求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて親事業者に発出。	下請かけこみ寺（公財 全国中小企業振興機関協会）
個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請	個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。	下請かけこみ寺（公財 全国中小企業振興機関協会）
官公需における配慮要請	官公需の発注にあたって中小企業・小規模事業者に特段の配慮を行うよう、各府省等へ配慮要請を発出。	各府省等の官公需相談窓口
下請Gメンによる実態把握	下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。取引状況の変化やその影響など実態を把握。	各経済産業局
【経営資源引継ぎ・事業再編】		
経営資源引継ぎ・事業再編支援事業※	経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押し。	中小企業庁 事業環境部 財務課
【事業継続力の強化】		
感染症対策含む中小企業強靱化対策事業※	感染症対策を含んだBCP策定ガイドライン等を公表。また、中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。	経済産業省、中小企業基盤整備機構

公的支援策	概要（対象者など）	問合せ先
5. 経営環境の整備（つづき）		
【雇用関連】		
雇用調整助成金の特例措置【再掲】	事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業や教育訓練等を行い雇用維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成する制度について、休業計画届の事後提出を認める等の特例措置を取る。【詳細は本文参照】	最寄りの都道府県労働局
小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（事業者向け）	小学校等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。（※6/30まで延長予定） 支給額：休暇中の賃金全額（上限：8,330円/日）	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
〃（委託を受けて個人で仕事をする方向向け）	小学校等の臨時休業等に伴い、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援。（※6/30まで延長予定） 支給額：4,100円/日（定額）	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
個人向け緊急小口資金等の特例	非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化。	お住まいの市町村社会福祉協議会
休業や労働時間変更への対応	労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方についてのQ & Aをまとめ、公開。	厚生労働省
都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮	新型コロナウイルス感染症の発生・拡大が中小企業等に与える影響に配慮するよう徹底。	最寄りの都道府県労働局
外国人の在留資格取扱い	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、「在留資格認定証明書」の有効期間延長や、技能実習生の在留資格変更手続きを変更。	地方出入国在留管理官署
【テレワーク】		
テレワークに関する情報提供	テレワーク導入事例の紹介や相談窓口の紹介など。	テレワーク情報サイト（総務省）、テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）
テレワーク導入支援策	テレワークマネージャー派遣事業（総務省）、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）（厚労省）などによる導入の支援。	テレワークマネージャー相談事業事務局、テレワーク相談センター
【海外関連】		
現地進出企業・現地情報及びジェトロ相談窓口	ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響に関する様々な情報を紹介中。	ジェトロ
輸出入手続きの緩和等について	輸入承認証や輸出承認証等の有効期間延長申請等が可能。	経済産業省貿易審査課、各経済産業局・通商事務所等
【自治体と連携した支援】		
地域企業再起支援事業※	地域経済の中長期的な回復を目的として、地域の中小企業が環境変化に対応していくための環境整備、再起を後押しするために都道府県が行う施策に対して、国がその一部を補助するもの	中小企業庁小規模企業振興課
6. 税・社会保険・公共料金		
【税の申告・納付】		
納税の猶予の特例	2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予。 対象：法人税や消費税、固定資産税などすべての税	国税庁
税務申告・納付期限の延長	感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方について、期限を区切らずに、4月17日（金）以降も柔軟に確定申告書を受付。	国税庁
国税の納付の猶予制度	納税の猶予、財産の差押えや換価（売却）の猶予が認められる場合がある。	国税庁
地方税の猶予制度	納税の猶予、財産の差押えや換価（売却）の猶予が認められる場合がある。	都道府県・市区町村
欠損金の繰戻し還付	前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部を還付。	国税庁
固定資産税等の軽減※	中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、固定資産税・都市計画税の減免、新規投資設備に係る固定資産税の特例を拡充・延長。	中小企業庁 事業環境部、経営支援部
【社会保険】		
厚生年金保険料等の猶予制度	納付の猶予や猶予期間中の分割納付、財産の差押えや換価（売却）の猶予が認められる場合がある。	最寄りの年金事務所
国民健康保険料（税）等の取扱い	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合がある。	市区町村
【電気・ガス料金】		
電気・ガス料金の支払い猶予等について	支払いに困難な事情がある場合、その置かれた状況に配慮し、料金の支払猶予について柔軟に対応するよう、電気・ガス事業者に対し要請。	契約されている電気・ガス事業者

※令和2年度補正予算の成立が条件となっている施策

（資料出所：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）より当研究所作成）